

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

② **自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある□にチェックをしてはいけません。**

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 18 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 早 志 英 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 7 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 5 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 20 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 20 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 18 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 東広島市三永三丁目 |
| | 地 番 | 7 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 1. 5 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東広島市三永三丁目 7 番地 1 3 |
| | 家屋 番号 | 7 番 1 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 4. 1 4 平方メートル
2 階 4 7. 4 2 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 床 面 積 | 1 階 約 5 5. 5 4 平方メートル
2 階 4 7. 4 2 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 12 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 早 志 英 二

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 東広島市三永三丁目
 地 番 7 番 1 3
 地 目 宅地
 地 積 1 6 1 . 5 4 平方メートル

2 所 在 東広島市三永三丁目 7 番地 1 3
 家屋 番号 7 番 1 3
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 5 4 . 1 4 平方メートル
 2 階 4 7 . 4 2 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 5 5 . 5 4 平方メートル
 2 階 4 7 . 4 2 平方メートル



令和 8年(ケ)第 76号
令和 8年 6月12日受理
令和 8年 7月14日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所

執行官 徳田 求

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 東広島市三永三丁目 |
| | 地 番 | 7 番 1 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 6 1 . 5 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東広島市三永三丁目 7 番地 1 3 |
| | 家屋 番号 | 7 番 1 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 4 . 1 4 平方メートル
2 階 4 7 . 4 2 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	広島県東広島市三永三丁目7番18号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階 約55.54㎡ 2階 47.42㎡		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (占有補助者)	(以下は、令和8年7月9日に聴取した。) 1 私は、ここの土地建物の所有者の母親です。所有者本人と家族がここに住んでいます。 2 室内では猫を4匹飼っており、その猫によるひっかき傷は多数ありますが、雨漏り等の建物の不具合箇所はありません。 3 この物件からは、今年の8月末までには引っ越す予定です。現在引っ越しの準備を少しずつ行っています。玄関前にあるトラックの荷台のようなものは、引っ越しに伴うゴミを入れておけば、業者が回収してくれるシステムになっており、その荷台自体は、引っ越しが完了すれば、この敷地内からなくなります。 4 ここの建物は、息子が中古で買いましたが、購入後に、風呂場だけは、改修し、増築しています。 以 上

その他の事項	
■	1 物件1の土地は、北東側の市道（東広島駅前7号線）に接している。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

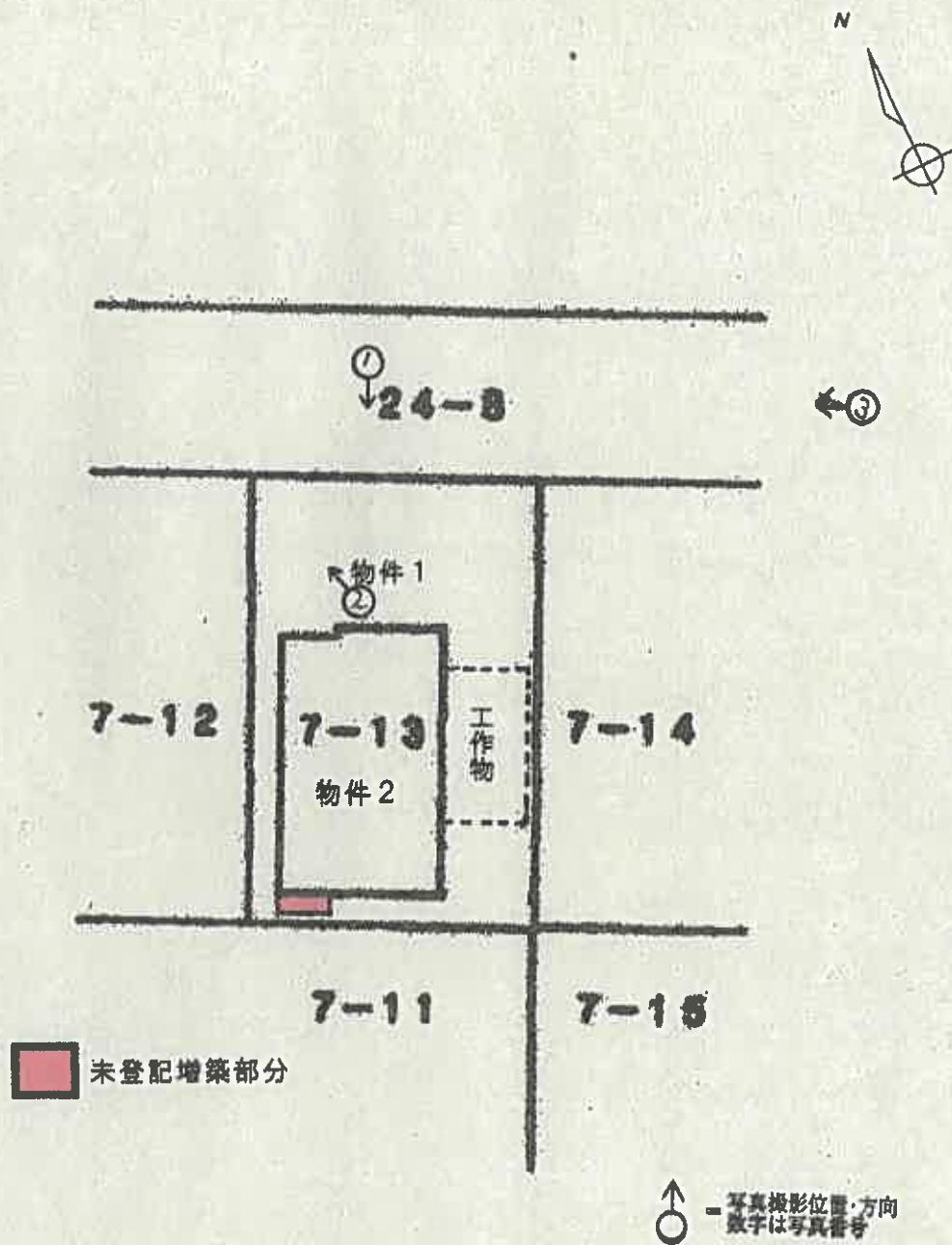
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年6月17日 (水) 11:00—11:25	広島法務局東広島支局	公図等の交付申請
令和8年6月17日 (水) 11:35—11:40	東広島市役所	間取図面の交付申請
令和8年6月17日 (水) 12:00—12:10	物件所在地	物件の同一性確認、占有調査 外観写真撮影
令和8年6月19日 (金)	当庁	貸借関係の照会書発送 (切手220円分使用)
令和8年7月9日 (木) 11:10—11:55	物件所在地	立入調査 写真撮影
令和 年 月 日 () : — :		
令和 年 月 日 () : — :		
(特記事項) ☒ 令和8年7月9日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

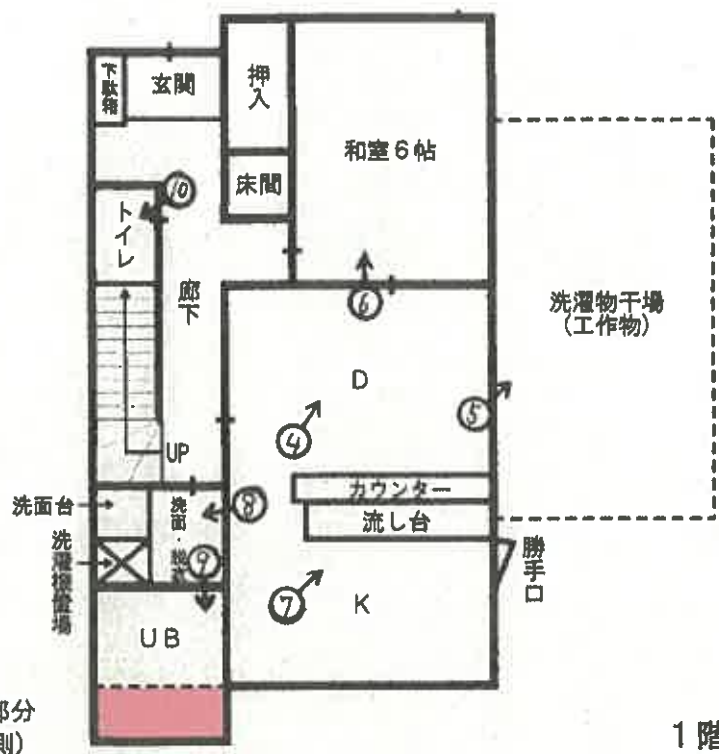
縮小(A3→A4)



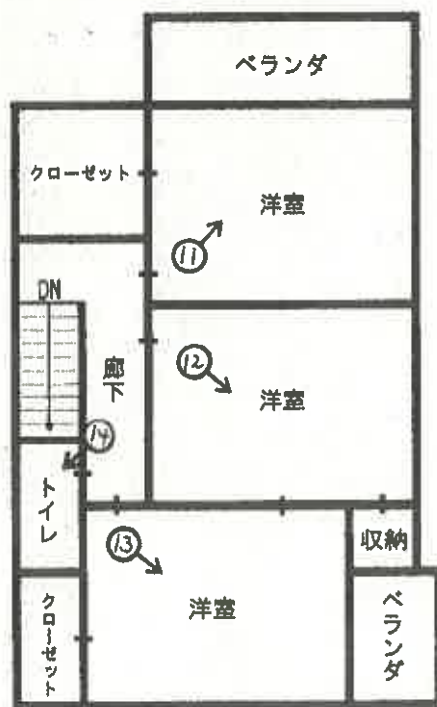
請求部	所在	東広島市三永三丁目				地番	7番13			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定		種類	土地改良所在図
作成年月日	平成13年12月24日				備付年月日(原図)			補記事項		



(注) 本図面は土地建物の凡その位置関係を図示したものであり、
現地を実測したものではない。



1 階



2 階

↑ 写真撮影位置・方向
数字は写真番号

写真①



写真②



写真③



接道

写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦



写真⑧



写真⑨



写真⑩



写真⑪



写真⑫



写真⑬



写真⑭



令和 8 年 (ケ) 第 76 号
令和 8 年 7 月 9 日 現地調査
令和 8 年 7 月 21 日 評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

中 村 真 二 印

第1 評価額

一括 価 格	
金 6,772,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 2,867,000円
物件2(建物)	金 3,905,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	東広島市三永三丁目 7番13 宅地 161.54m ²	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	東広島市三永三丁目7番地13 7番13 居宅 木造スレート葺2階建 1階 54.14m ² 2階 47.42m ² 延べ 101.56m ²	1階 55.54m ² 2階 47.42m ² 延べ 102.96m ² (概測)
番号	特記事項		
	1階部分 約1.4m ² (概測)増築(未登記)		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 山陽新幹線「東広島」駅の東方・直線距離約 450m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は、一般住宅が見られる区画整理済みの住宅地域となっている。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% なし 東広島駅地区地区計画 宅地造成工事規制区域	
画 地 条 件	規 模 161.54 m ²	間 口 約 10 m 奥 行 約 16 m 形 状 ほぼ長方形 接 面 状 況 中間画地 そ の 他 地勢平坦	
接面道路の状況	北東側 約 6 m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高～約0.8m高い		
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は戸建住宅等。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし	※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特 記 事 項	特になし。		

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成 13 年 7 月 27 日 新築 経 過 年 数：約 25 年 経済的残存耐用年数：約 5 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： 窯業系サイディング等 内 壁： クロス張り等 天 井： クロス張り等 床： フローリング、畳等 設 備： 電気、給排水、LPガス等 その他： ー
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る ※ 猫による内装等の傷みが認められる。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・ 増築時期は不明であるが立会者によると現所有者が購入(平成24年7月10日売買)後、浴室リフォームに伴い増築したとのことである。 ・ 室内で猫を4匹飼育している。 ・ 基礎部分に一部ヘアークラックあり。 ・ 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	50,200	1.01	161.54	1.00	1	8,190,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を北西側が幅員6m舗装市道に略等高接面する地積約200㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価調査価格（東広島(県)-2）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
48,700	$\frac{103}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	50,200

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

方位 ※	1.01
相乗積	1.01

※ 北西方位標準

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 必要なし。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	180,000	102.96	0.08	1	1,483,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
25 年	5 年	30 年

残価率	観察減価
5 %	60 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.08$$

エ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	8,190,000	0.50	法定地上権	4,095,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 50 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	8,190,000	- 4,095,000		1.00	0.70	2,867,000
2	1,483,000	+ 4,095,000	1.00	1.00	0.70	3,905,000
一括価格 (合計)						6,772,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（東広島(県)-2）

所 在 : 東広島市三永2丁目14番7（住居表示「三永2-14-7」）
価 格 : 48,700円/㎡
位 置 : JR山陽本線「西条」駅 南東方 道路距離 約 6.3kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 211㎡
供給処理施設 : 水道・下水
接 面 街 路 : 北西側6m市道
用 途 指 定 等 : 第1種中高層住居専用地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
地 域 の 概 要 : 一般住宅等が見られる区画整理済の住宅地域。

2 固定資産税評価額（令和8年度）

物件1 5,088,510 円 （1㎡当たり 31,500 円）、課税地積 161.54 ㎡
物件2 2,351,201 円 （1㎡当たり 23,151 円）、課税床面積 101.56 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（東広島市「白図」縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 4 建物間取図（見取図）

以 上

所在位置略図



1:10,000



登記年月日：平成14年1月16日

0288030

各階平面図

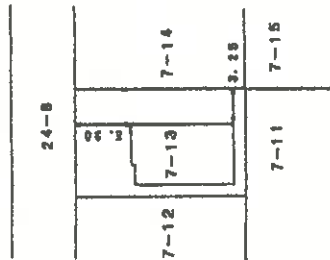
建物図面
各階平面図

7番13

家屋番号

東広島市三永三丁目7番地13

建物の所在



A3→A4に縮小

作図者

廣託者
平本大

縮尺

平本13号12月24日作成

縮尺 1/500

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(広島法務局東広島支局管轄)

令和8年5月11日

広島法務局

登記官

地図管理番号：第8473

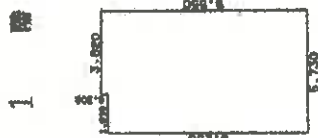
登記年月日：平成13年7月30日

0288031

各階平面図

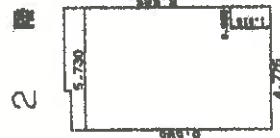
平成13年7月30日登記
455番4-2 地
建物各階平面図

家屋番号
建物の所在



求積表

$1.910 \times 9.250 = 17.667500$
 $3.820 \times 9.550 = 36.481000$
合 計 54.148500
床面積 54.14 m^2



求積表

$4.775 \times 8.595 = 41.041125$
 $0.855 \times 6.885 = 5.884175$
合 計 47.425300
床面積 47.42 m^2

A3→A4に縮小

作製者

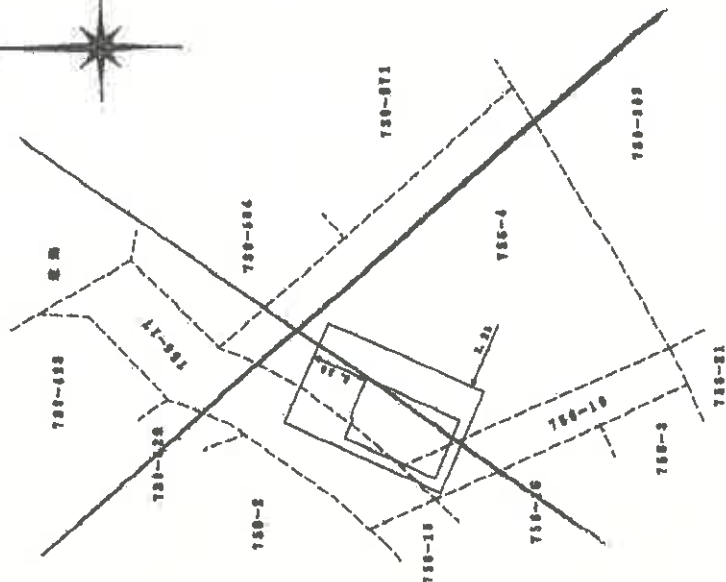
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

詳細は縮尺の図表を要す。

標地地 242-2-13-20-1
三永三丁目7番地13



これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(広島法務局東広島支庁管轄)

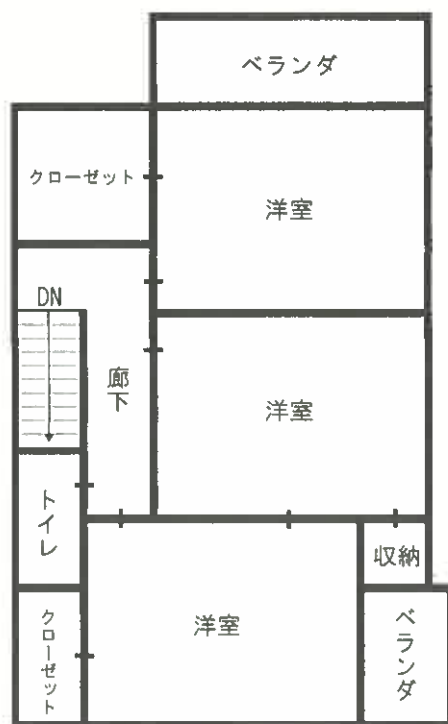
令和8年5月19日

広島法務局

登記官



1階



2階